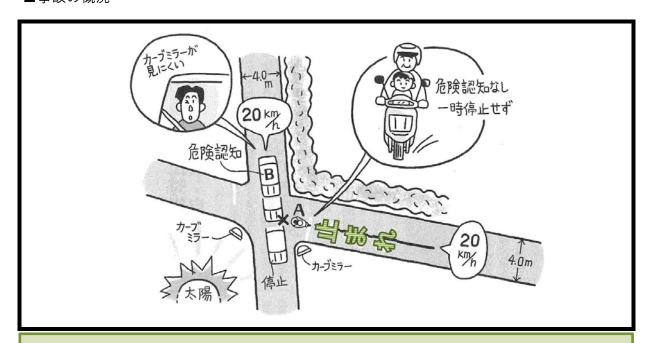
■事故の概況



事故類型:出会い頭 発生日時:午後

当事者A:原付自転車 60歳代 女性 当事者B:普通乗用車 30歳代 男性

■ 事故の概要

Aは原付スクーターのハンドルバーの間に5歳の児童を立たせて乗せ、時速約20kmで走行していました。

前方の交差点は右側が生け垣になっていて見通しが悪いため、Aが通行している道路には、一時停止の標識と路面標識、さらにカーブミラーが設置されていました。Aは速度を落とすことなく交差点に進入し、ほぼ同時に交差点に進入したB車の側面に衝突しました。一方Bは、この道が狭く見通しが悪い道路であることを認識していたので、すぐに停止できるよう時速約20kmで走行していました。交差点に差し掛かる際、カーブミラーを確認しようとしたが、太陽がミラーの裏側にあった為、確認ができないまま交差点に進入し、突然左側からA車が出てきて衝突した。

■ 事故から学ぶ

Aは二人乗りができないことになっている原付自転車に二人乗りをしていましたが、これは道路交通法違反です。二人乗りをすれば、前方への視界が悪くなったり、ブレーキをかけても止まるまでの距離が長くなったり、等々の悪影響が出てくるのでとても危険です。

一時停止の標識は、一時停止しなくてはならない理由があって設置されています。以前通行した時に事故を起こさなかったという経験は「たまたま運が良かった」だけで、自分だけが大丈夫ということはありません。Aはときどきこの道路を走行していた経験から、交差している道路を走行する車両はないと思い込んでいたようですが、「いるか、いないか」を考えるのではなく、一時停止の標識のある場所では一時停止をしましょう。

一時停止標識の本来の目的は「一旦停止して左右の安全を確認すること」です。「一時 停止の場所だから止まればいい」のではなく、止まったら必ず安全確認をすることが重要 です。